



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 函 書 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 沖 津 仁 彦
 (コード番号 7913 東証第1部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 経 営 統 括 本 部 長 高 坂 範 之
 (TEL 03-5843-9857)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 103 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 32 条(取締役の責任免除)および第 42 条(監査役の責任免除)に業務執行を行わない取締役または監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります。なお、第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

別紙

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p>

以 上